

大阪大学免除申請者(申請者本人)

申請者氏名	学籍番号								
-------	------	--	--	--	--	--	--	--	--

独立生計者の家計状況申告書(例外措置用)

(私費外国人留学生を除く)

- ◆独立生計で申請しようとする方はまず初めに申請要項で条件を確認してください。
- ◆この様式は、以下に該当する場合に限り、様式3に代えて提出できる様式です。本様式での提出を希望する該当者は、必ず以下の文章を確認のうえ、□にチェックをお願いします。(チェックがない場合は、受理不可)

私は 2026 年 9 月末に現課程を離籍予定であり、申請基準日(2026 年 4 月 1 日)から残りの在学期間が半年以下であるため、2026 年 4 月から1年間の家計状況が記入できません。従って **2025 年 10 月~2026 年 9 月**の家計状況を記入します。

- ◆様式 8 における指導教員等の所見等により上記の内容に矛盾が生じた場合、本様式の提出を認めないことがあります。予めご留意ください。
 - ◆奨学金のうち、収入と認められるのは給付奨学金のみです。貸与奨学金は収入に含みません。
 - ◆2025 年 10 月から 1 年間の家計状況を全てご記入ください。
- ※印は該当する項目に○を付けてください。

必ず収入合計(年額) ≥ 支出合計(年額)となるように記入してください。

収入状況	奨学金	受給者	奨学団体名(貸与奨学金不可)	支給期間	年額
					年 月~ 年 月
				年 月~ 年 月	万 千円
収入状況	定職・アルバイト等	勤務者	職種(勤務先)	就労期間	年額
					万 千円
					万 千円
					万 千円
					万 千円
					万 千円
その他	続柄	名称	受給区分	年額	
				万 千円	
				万 千円	
				万 千円	
収入合計(年額)					万 千円
支出状況	項目		月額	年額	
	食費		万 千円	万 千円	
	住居費		万 千円	万 千円	
	光熱水道費(電気・ガス・水道)		万 千円	万 千円	
	修学費(授業料を除く)・教養費		万 千円	万 千円	
	社会保険費		万 千円	万 千円	
	通信費		万 千円	万 千円	
	その他		万 千円	万 千円	
		万 千円	万 千円		
支出合計(年額)					万 千円

以下のことを確認し、完了していればチェック欄に☑を付け、提出の際に不備がないようにしてください。

- 指定された添付書類は用意できていますか。(申請要項参照)
- 収入合計(年額) ≥ 支出合計(年額) となっていますか。

<この様式は、2枚目(裏面)があります。必ず申請する前に確認してください。>

大学院生の独立生計認定について

独立生計認定条件を満たし、以下の証明書の提出が可能な場合に、独立生計者での申請を認めます。

独立生計認定条件(以下の1.～3.全ての条件を満たす必要があります。)

1. 本人(及び配偶者)の父母等と別居している
2. 本人(又は配偶者)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される
3. 所得税法上、父母等の扶養家族でない

1. 本人(及び配偶者)の「住民票」

セルフチェック欄

- ◆ 世帯全員分である旨の証明がある住民票を提出してください。
(「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します」等の記載があること)
- ◆ 世帯全員分である旨の証明ができない場合、父母の世帯全員分の住民票を併せて提出してください。
- ◆ 父母等と別居しているが、住民票を異動させていない場合は本人(及び配偶者)と父母等が記載された住民票に併せて、申請時現在で別居していること分かる書類の提出が必要となります。
→ 本人の名前が確認できる「賃貸借契約書(写)」(公共料金の領収書は不可)
なお、同敷地において住民票を「世帯分離」されている場合は、独立生計者として認めておりません。

2. 本人(及び配偶者)の「令和7年度所得・課税証明書^{注2}(扶養人数について記載のあるもの)」及び、収入を証明する書類

セルフチェック欄

- ◆ 申請要項の記載内容に従い書類を提出してください。

3. 父母の扶養を受けていないことがわかる証明書類

セルフチェック欄

書類の例)

「給与所得者の扶養控除等異動申告書(写)」、父母の扶養家族氏名が明記されている「昨年分の給与所得の源泉徴収票(写)」、「昨年分所得税の確定申告書第一表・第二表・(別紙)(写)」

- ◆ 上記『2. 本人(及び配偶者)の「所得・課税証明書」』により、本人の年収が123万円以上であることが証明できる場合及び配偶者がいる方で配偶者の年収が123万円以上あり、本人が配偶者に扶養されていることが証明できる場合は書類を提出する必要はありません。
また、その他の書類により年収が123万円*以上であることがわかる方についても提出は不要です。
なお、配偶者の収入が123万円*以上であっても、本人が配偶者に扶養されていることが証明できない場合は、書類が必要です。
*税制改正により(基礎控除+給与所得控除)の合計額に変更があった場合、変更後の額が適用されます。
- ◆ 父母のどちらか一方の証明書類により、その配偶者を扶養していることが分かる場合、被扶養者となっている方の証明書類の提出は不要です。
- ◆ 上記証明書で扶養から外れていることが判別できない場合(2025年(令和7年)1月以降に外れた場合など)は、別途扶養から外れていることがわかる書類が必要となります。

注1: 上記以外にも必要に応じて参考となる書類の提出を求められることがあります。

注2: 令和7年度所得・課税証明書は、令和6年分の所得について証明した書類です。
必ず発行窓口で扶養人数が記載されたものと指定して交付してもらってください。
所得・課税証明書が発行されない場合は、「非課税証明書」を提出してください。